



2019年9月26日

各 位

会 社 名 インパクトホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役社長 福井 康夫
(コード番号：6067 東証マザーズ)
問 合 せ 先 代表取締役副社長 寒河江 清人
(TEL 03-5464-8321)

四半期レビュー報告書の限定付結論に関するお知らせ

当社は、2019年12月期第2四半期の四半期連結財務諸表について限定付結論の四半期レビュー報告書を本日受領しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. レビューを実施した監査法人の名称
監査法人アリア

2. 四半期レビュー報告書の内容

受領した2019年12月期第2四半期報告書に係る四半期レビュー報告書に記載された内容は以下のとおりです。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

限定付結論の根拠

追加情報（重要な投融資に係る評価について）に記載のとおり、会社は、当第2四半期連結会計期間において、Coffee Day Global Limited(以下、CDGL)への貸付債権1,121百万円に対して全額貸倒引当金を設定し繰入額を特別損失に計上した。しかし、会社の第2四半期決算開示直前の2019年7月末に、会社グループが最も信頼を寄せていたCDELグループ創業者シッダールタ氏が、突然逝去したことに関連しCDELでは同氏関連の金融取引等について第三者機関による調査が開始され、現在も継続しており、その影響もあり、CDELグループから、会社に対して、当四半期決算(2019年6月末)及びそれ以降のCDEL及びCDGLの財務情報の提供が制限されており、現在も会社はこれらの情報を入手できていない。当監査法人は、CDGLに対する貸付金の評価について、会社が現時点で入手可能な情報による最善の見積りに基づき最大損失を計上したことで、追加的な損失の発生可能性が排除され、今後の財務諸表に対する影響が最小化していることを確認したものの、現時点でもCDELの第三者機関による調査結果やCDEL及びCDGLの直近の財務情報について、会社は未入手であることから、これらの情報を前提とした追加的な手続を実施することができなかった。このため、当監査法人は、会社が未入手であるCDELの第三者機関による調査結果やCDEL及びCDGLの直近の財務情報が、当第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響については、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

限定付結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、インパクトホールディングス株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

追加情報（重要な投融資に係る評価について）の「①CDGLに対する貸付債権の評価等について」に記載のとおり、会社は、当第2四半期連結会計期間末で、CDGLに対して未実行の貸出コミットメント5百万USD（538百万円）を有しており、契約上2020年10月末までに実行する計画であるが、今後の追加の貸出については、CDELグループで実施されている第三者機関の調査結果やCDEL及びCDGLからの直近の財務情報の開示等を検討の上、必要に応じた契約の見直しも含め慎重に判断していく方針である。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2018年12月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2018年8月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2019年3月26日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

3. 四半期レビュー報告書の受領日

2019年9月26日

4. 当初の状況及び今後の対応

前会計監査人は、2019年12月期第1四半期まで当社の監査を実施し、2019年12月第2四半期から監査法人アリアを一時会計監査人として選任致しました。

監査法人アリアの四半期レビューで指摘を受けた上記限定付結論の根拠に記載の事項につきまして、当社と致しましては、今後も継続してインドでの情報収集に努め、インド事業の投融資管理を徹底していく所存です。また、今後も当社監査人の監査法人アリアに対して適時適切に情報共有して、必要な監査対応を図ってまいります。

以上